

＜青森みちのく＞データ伝送サービス（AnswerDATAPORT）利用規定

2025年1月1日

1. この規定の取引に係る契約の成立

株式会社青森みちのく銀行（以下「当行」といいます。）は、お客さまからこの規定に係る、「＜青森みちのく＞データ伝送サービス（AnswerDATAPORT）申込書」（以下「申込書」といいます。）の提出を受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. サービス内容

- (1) ＜青森みちのく＞データ伝送サービス（AnswerDATAPORT）（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の申込手続きを完了した契約者（以下「契約者」といいます。）のコンピューター、パーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン等」といいます。）と当行のコンピューターを、株式会社NTTデータのAnswerDATAPORTセンター（以下「ADPセンター」といいます。）経由で接続して、次項に規定するデータ伝送サービスを利用することができるサービスをいいます。（AnswerDATAPORTは株式会社NTTデータの登録商標です。）
- (2) 本サービスでは、契約者からの依頼に基づき、次の取引を取扱います。
 - ① 契約者が指定した口座（以下「支払指定口座」といいます。）から依頼金額を引落しのうえ、総合振込、給与振込、賞与振込、地方税納入を行う取引。
 - ② 口座振替により預金者から引落した金額を、契約者が指定した口座に入金する取引。
 - ③ 契約者が指定した照会口座（以下「照会口座」といいます。）の残高、入出金・振込入金の明細を、契約者に提供する取引。（この取引を「取引照会」といいます。）
 - ④ その他当行が定める取引。
- (3) 契約者は、本サービスの利用に際し、「ADPセンター」と接続する場合には、株式会社NTTデータが提供する「Connecure」（閉域ネットワーク）、または「LGWAN」（総合行政ネットワーク）および株式会社NTTデータが提供する「pufure」を利用するものとします。（Connecure、pufureは株式会社NTTデータの登録商標です。）
- (4) 本サービスを利用するうえで必要なパソコン等、ソフトウェア、前項に規定する通信回線等の利用環境は、契約者が用意するものとし、それらに関する費用および通信費用は契約者が負担するものとします。
- (5) 本サービスで利用することのできる口座の科目・種類等は当行所定のものに限りません。
- (6) 本サービスの利用日・利用時間は、当行所定の営業日・営業時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。

なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスの提供を一時停止または中止することがあります。
- (7) 本サービスで利用するデータは、当行所定の仕様とします。
- (8) 契約者は、この規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

3. 本人確認等

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、事前に「申込書」により、パスワード、ファイルアクセスキー、照合識別コード（以下これらを総称して「パスワード等」といいます。）を届け出るものとします。
- (2) 契約者が本サービスを利用して第2条第2項各号に規定する取引をする場合は、契約者のパソコン等からパスワード等を当行のコンピューターに送信するものとします。当行は送信されたパスワード等と当行に登録されたパスワード等の一致を確認した場合は、当行は次の事項を確認できたものとして取扱います。
 - ① 契約者の有効な意思による申込であること。
 - ② 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) 当行が、前項の確認をしたうえで、取扱った取引に関して、パスワード等の不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) パスワード等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。また、パスワード等を失念したり、他人に知られたりした場合、またはそのおそれがある場合には、すみやかに当行に届け出てください。なお当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 契約者が当行に送信したパスワード等が、当行に登録されたパスワード等と一致しないことを、当行が当行所定の回数連続して確認した場合には、当行は本サービスの取扱いを停止することができるものとします。

4. 総合振込の取扱い

- (1) 契約者は、本サービスを利用した、契約者が指定した日に複数の受取人の口座に振込（総合振込）を行う事務を当行に委託します。
- (2) 振込指定口座は、当行の本支店および当行が為替契約を締結している金融機関の国内本支店の普通預金、貯蓄預金および当座預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとします。
- (3) 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (4) 本サービスにより総合振込を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、次の方法で取引依頼の承認を行うものとします。
 - ① 依頼書方式
依頼データ送信後、即日「データ伝送確認依頼書」（以下「確認依頼書」といいます。）を当行にファクシミリで送信し、取引の承認を行うものとします。
 - ② データ照合方式
依頼データ送信後、当行所定の日時まで、別途、当該依頼データと取引内容（振込指定日・件数・金額等）の照合を行うための当行所定のデータ（以下「照合データ」といいます。）を送信し、取引の承認を行うものとします。
- (5) 当行が受信した依頼データに瑕疵があった場合には、契約者は、当該依頼データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。

また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他の事情により送信すべき時限までに、前項のデータを送信することができない場合は、当行

と協議のうえ対策を講じるものとします。

- (6) 契約者が、第4項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、第9条に規定する「組戻」により取扱うものとします。
- (7) 当行は、契約者から送信された依頼データに基づき、振込指定日に振込手続を行います。
- (8) 支払指定口座は、申込書により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (9) 支払指定口座からの振込資金の引落としにあたっては、当行の普通預金規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (10) 契約者は、振込指定日の前日までに振込資金を申込書により届け出た預金口座に準備し、当行は、振込指定日当日の当行所定の時間にこれを引落すものとします。なお、振込資金の引落としができない場合、総合振込の取扱いができない場合があります。
- (11) 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。
- (12) 振込取引において、振込指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻手続により処理します。

5. 給与振込・賞与振込の取扱い

- (1) 契約者は、本サービスを利用した、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます。）に支給する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます。）を受給者が指定する口座に給与振込・賞与振込（以下「給与振込等」といいます。）を行う事務を当行に委託します。
- (2) 振込指定口座は、当行の本支店および当行が給与振込等の提携をしている金融機関の国内本支店（以下「提携金融機関」といいます。）の受給者名義の普通預金または当座預金とします。
- (3) 前項の振込指定口座は、契約者があらかじめ当行および提携金融機関で事前の口座確認を行うものとします。
- (4) 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (5) 本サービスにより給与振込等を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、次の方法で取引依頼の承認を行うものとします。
 - ① 依頼書方式
依頼データ送信後、即日、確認依頼書を当行にファクシミリで送信し、取引の承認を行うものとします。
 - ② データ照合方式
依頼データ送信後、当行所定の日時までに、別途、照合データを送信し、取引の承認を行うものとします。
- (6) 当行が受信した依頼データに瑕疵があった場合には、契約者は、当該データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。

また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他の事情により送信すべき時限までに、前項のデータを送信することができない場合には、当行と協議のうえ対策を講じるものとします。

- (7) 契約者が、第5項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更できません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、第9条に規定する「組戻」により取扱うものとします。
- (8) 当行は契約者から送信された依頼データに基づき、振込指定日に振込手続を行います。
- (9) 支払指定口座は、申込書により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (10) 支払指定口座からの振込資金の引落としにあたっては、当行の普通預金規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (11) 契約者は振込指定日の前営業日の13時30分までに振込資金を申込書により届け出た預金口座に準備し、当行は振込指定日前営業日の当行所定の時間にこれを引落とすものとします。なお、振込資金の引落としができない場合、給与振込等の取扱いができない場合があります。

6. 口座振替の取扱い

口座振替は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で別に締結した「預金口座振替に関する契約書」（以下「契約書」といいます。）によります。

ただし、この規定と当該契約書に異なる定めがある場合には、別段の定めがある場合を除き、この規定が優先するものとします。

- (1) 契約者は、本サービスを利用した預金口座振替による収納事務を当行に委託します。
- (2) 口座振替の引落先として指定できる口座は、当行の本支店の普通預金または当座預金とします。
- (3) 振替日は当行の所定の日とし、契約者が指定するものとします。
- (4) 本サービスにより口座振替の請求を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、次の方法で取引依頼の承認を行うものとします。
 - ① 依頼書方式
依頼データ送信後、即日、確認依頼書を当行にファクシミリで送信し、取引の承認を行うものとします。
 - ② データ照合方式
依頼データ送信後、当行所定の日時までに、別途、照合データを送信し、取引の承認を行うものとします。
- (5) 契約者が、前項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。

7. 地方税納入の取扱い

- (1) 契約者は、本サービスを利用した、契約者が特別徴収義務者として契約者の従業員にかかる市（区）町村民税を納入（以下「地方税納入」といいます。）する事務を当行に委託します。
- (2) 本サービスにより地方税納入を依頼する場合には、契約者は、当行所定の日時まで、依頼データを当行に送信するとともに、確認依頼書を当行にファクシミリで送信し、取引の承認を行います。
- (3) 当行が受信したデータに瑕疵があった場合には、契約者は、当該依頼データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。
また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他事情により送信すべき時限までに、前項のデータを送信することができない場合には、当行と協議のうえ対策を講じるものとします。
- (4) 契約者が前項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。
- (5) 当行は、契約者から送信された依頼データに基づき、納入明細を作成し、契約者に通知します。
- (6) 当行は、納入指定日（毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日））に前項の納入明細に基づき、納入処理を行います。
- (7) 当行は、前項の納入処理後、市（区）町村別の領収書を作成のうえ、すみやかに契約者に交付します。
- (8) 支払指定口座は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (9) 支払指定口座からの納入資金の引落としにあたっては、当行の普通預金規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (10) 納入資金および地方税納入取扱手数料は、第6項の納入指定日に引落します。なお、納入資金の引落としができない場合、地方税納入の取扱いができない場合があります。
- (11) 納入受付不能分がある場合は、契約者は別途所定の方法で納入するものとします。

8. 取引照会の取扱い

- (1) 契約者は、本サービスを利用した取引照会に関する事務を当行に委託します。
- (2) 照会口座は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行は、契約者からの依頼内容に基づき、照会口座の取引照会明細データを作成します。
- (4) 契約者は、当行所定の日時まで、契約者のパソコン等より当行のコンピューターに接続して、取引明細データを取得するものとします。

- (5) 受入証券類の不渡、その他相当の事情がある場合には、すでに応答した内容について、訂正または取消をすることがあります。この場合、訂正または取消により生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (6) 契約者は、入出金等の取引明細データが当行所定の時刻における内容であり、契約者が取引照会を行った時点の内容とは異なる場合があることを異議なく承認し、これに起因して生じた損害について、当行は責任を負いません。

9. 組戻・訂正・振込内容の変更

- (1) 依頼内容の確定後にその内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座店の窓口において次の手続により取扱います。ただし、振込先の金融機関名・支店名または振込金額を変更する場合には、次項に定める組戻の手続により取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座の届出印（以下「支払指定口座届出印」といいます。）により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。振込の組戻、訂正または変更の依頼にあたっては、支払指定口座または引落指定口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。
- (2) 振込取引において、依頼内容の確定後にその以来を取りやめる場合には、当該取引の支払指定口座店において次の組戻の手続により取扱います。
 - ① 組戻の依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に支払い指定口座届出印により記名押印してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - ② 当行は組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取書に支払指定口座届出印により記名押印のうえ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項または第2項の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信しているときは訂正または組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (4) 組戻依頼書に使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

10. 手数料

- (1) 本サービスの利用あたり、契約者は当行ホームページ掲載の契約料をサービス開始の翌月20日（休日の場合は翌営業日）に支払うものとします。

また、当行ホームページ掲載の月額基本料を当月分について翌月の20日（休日の場合は翌営業日）に毎月支払うものとします。なお、1ヶ月に満たないサービス提供期間についても、1ヶ月分月額基本料をいただきます。
- (2) 契約者は、本サービスより第2条第2項各号に規定する取引の依頼をした場合は、当行ホームペ

ージ掲載の振込手数料、取扱手数料を支払うものとします。

① 振込手数料および地方税納入取扱手数料は、振込納付日に支払うものとします。

② 取引照会取扱手数料は、当月分について翌月の20日（休日の場合は翌営業日）に支払うものとします。

③ 口座振替取扱手数料は、「預金口座振替に関する契約書」により定めます。

(3) 第1項および第2項に規定する手数料は、契約者があらかじめ指定した預金口座（手数料引落口座）から引落しするものとし、その引落しにあたっては、当行の普通預金規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。

(4) 当行は契約者に事前に通知することなく取扱手数料を変更することがあります。また、今後提供するサービス内容の変更等に伴い本サービスにかかる手数料を新設あるいは改定する場合についても、前号と同様の方法により引落します。

11. 免責事項

次の各号の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合。

(2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合。

(3) 通信経路において、盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報等が漏洩した場合。

(4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合。

12. 届出事項の変更

パスワード、指定口座および「Connecure」のIPアドレス等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法によりただちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 解約

(1) 本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。

(2) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

(3) 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

① 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清

算開始の申立があった場合。

- ② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - ③ 住所変更等の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、契約者の所在が把握できない場合。
 - ④ 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - ⑤ 契約者が「10. 手数料」に定める手数料を支払わない場合。
 - ⑥ 契約者が本利用規定に違反した場合など、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (4) 本サービスは次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスの契約をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用を停止し、または契約者に通知することにより、本サービスを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 契約者がサービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合。
 - ア. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為。
 - イ. 暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為。
 - ウ. 第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、または唆す行為。
 - エ. その他前各号に準ずる行為。

14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相応の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める相応な期間を経過した日から適用するものとします。

15. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等により取扱います。

また、振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

16. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算した1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

17. 権利の譲渡または質入の禁止

本契約に基づく契約者の権利は、譲渡または質入することができません。

18. 機密保持

契約者および当行は、本サービスにより知り得た相手方の情報について、本利用規定等に定める場合を除き第三者に漏洩しないものとします。なお、本項の定めは本サービスの解約後も効力を有するものとします。

19. 準拠法、合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上